

令和 3 年

上尾市議会 3 月定例会議案
(その 1)

議 案 名

議案第 3 号	令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 3 号）……………	別冊
議案第 4 号	令和 2 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 3 号）……………	別冊
議案第 5 号	令和 2 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 6 号	令和 2 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）……………	別冊
議案第 7 号	令和 2 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 3 号）……	別冊
議案第 8 号	令和 3 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 9 号	令和 3 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	令和 3 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	令和 3 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 1 2 号	令和 3 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 3 号	令和 3 年度上尾市公共下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 4 号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 1 5 号	上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例 の制定について……………	4
議案第 1 6 号	上尾市幼児教育推進協議会条例の制定について……………	8
議案第 1 7 号	上尾市就学支援委員会条例の制定について……………	1 1
議案第 1 8 号	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制 定について……………	1 4
議案第 1 9 号	上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	1 7
議案第 2 0 号	上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議案第 2 1 号	上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び学校職員 のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	2 0
議案第 2 2 号	上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて……………	2 2
議案第 2 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 関係条例の整備に関する条例の制定について……………	2 3
議案第 2 4 号	市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給 に関する条例の制定について……………	2 7
議案第 2 5 号	上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 9
議案第 2 6 号	上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について……………	3 0
議案第 2 7 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について……………	3 1
議案第 2 8 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化 の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について……………	3 2
議案第 2 9 号	上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止 する条例の制定について……………	3 9
議案第 3 0 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について……………	4 0
議案第 3 1 号	上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改 正する条例の制定について……………	4 2
議案第 3 2 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	4 3
議案第 3 3 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4 5
議案第 3 4 号	上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する 条例の制定について……………	4 6
議案第 3 5 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4 7
議案第 3 6 号	上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例 を廃止する条例の制定について……………	4 9

議案第 1 4 号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年
上尾市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 4 8 年上尾市条例第 3 6 号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 4 号）による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	補聴器を購入した難聴児の保護者に対する補聴器購入費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 の項中「実施」の次に「又は徴収金の徴収」を加え、「又は健康増進法」を「、健康増進法」に、「であって」を「、上尾市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給関係情報」という。）、上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例による重度心身障害者福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支

援事業に関する情報又は小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって」に改め、同表の４の項中「)又は」を「)、」に、「であって」を「又は重度心身障害者医療費支給関係情報であって」に改め、同表の６の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）、障害者関係情報」に改め、同表の７の項中「又は特別障害者手当」を「若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当（以下「障害児福祉手当等」という。）」に、「障害者関係情報」を「障害児入所支援等関係情報、障害者関係情報」に改め、同表の８の項中「又はひとり親家庭等医療費支給関係情報」を「、ひとり親家庭等医療費支給関係情報又は重度心身障害者医療費支給関係情報」に改め、同表１３の項中「医療保険給付関係情報」の次に「、障害児入所支援等関係情報」を加え、「又はひとり親家庭等医療費支給関係情報」を「、ひとり親家庭等医療費支給関係情報又は重度心身障害者医療費支給関係情報」に改め、同表の１４の項中「医療保険給付関係情報」の次に「、障害児入所支援等関係情報」を加え、「、地方税関係情報」を削り、「又はこども医療費支給関係情報」を「、地方税関係情報、こども医療費支給関係情報又は重度心身障害者医療費支給関係情報」に改め、同表に次のように加える。

15 市長	上尾市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害児入所支援等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、こども医療費支給関係情報又はひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例	障害児入所支援等関係情報、障害者関係情報、障害児福祉手当等の

	による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	支給に関する情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児入所支援等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	補聴器を購入した難聴児の保護者に対する補聴器購入費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市において個人番号を独自に利用する事務を追加するとともに、当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を含めたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例の制定について
上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例

(設置)

- 第1条 上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年上尾市条例第24号。第5条第3項において「条例」という。）の規定に基づく指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を公正かつ適正に行うため、必要に応じ、指定管理者候補者選定委員会（次条を除き、以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 前項の規定による委員会の設置は、公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、2以上の公の施設が隣接し、又は近接し、かつ、これらの公の施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、当該2以上の公の施設について、一の委員会を設置する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、2以上の公の施設の指定管理者の指定に係る事務を一の委員会において所掌することにより効率的かつ適正な審査を行うことが可能になると認められる場合には、当該2以上の公の施設について、一の委員会を設置することができるものとする。

(名称)

- 第2条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該指定管理者候補者選定委員会に係る公の施設（以下「関係施設」という。）の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、関係施設の指定管理者の候補者の選定に関する事務を所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定管理者制度又は財務若しくは労務管理に精通した者
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関し、市長が必要と認める者
- (3) 市職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から関係施設の指定管理者の指定をする日までとする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員（前条第2項第3号に掲げる委員を除く。）は、当該委員が理事その他の役員に就任している法人その他の団体が、条例第2条の規定により、関係施設の指定管理者の指定の申請をした場合は、当該関係施設に係る委員会の委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、第3条に掲げる所掌事務に関し成果を得たときその他必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときは、その成果又は委員会における活動の状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、関係施設を所管する部において処理する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に係る委員会に適用する場合においては、第4条第2項及び第9条中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第13号の3を第13号の4とし、第13号の2の次に次の1号を加える。

(13)の3 指定管理者候補者選定委員会委員

別表第1中13の3の項を13の4の項とし、13の2の項の次に次のように加える。

13 の3	指定管理者候補者選定委員会 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	----------------------------	------------------------

提案理由

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を行うため、附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市幼児教育推進協議会条例の制定について
上尾市幼児教育推進協議会条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市幼児教育推進協議会条例

(設置)

第1条 幼児教育の推進を図るため、上尾市幼児教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 幼児教育の推進に関する調査研究に関すること。
- (2) 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。次条第2項において同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。次条第2項において同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。次条第2項において同じ。）と小学校との連携の具体的な推進に関すること。
- (3) その他幼児教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 幼児教育に関し学識経験のある者
- (2) 市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
- (3) 市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者
- (4) 市立小学校の校長を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある議事については、加わることができない。ただし、協議会の会議において議決による同意があったときは、この限りでない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の2の次に次の1号を加える。

(27)の3 幼児教育推進協議会委員

別表第1の27の2の項の次に次のように加える。

27	幼児教育推進協議会	
の3	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

幼児期の教育の推進に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾市幼児教育推進協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市就学支援委員会条例の制定について
上尾市就学支援委員会条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市就学支援委員会条例

(設置)

第 1 条 上尾市立小・中学校に就学を予定し、又は就学をしている児童又は生徒で、障害があるもの（以下「対象児童生徒」という。）の適切な就学に係る教育的支援を図るため、上尾市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 対象児童生徒の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 対象児童生徒の就学に係る教育的支援に関すること。
- (3) その他障害があるため教育上特別な措置を必要とする児童又は生徒の就学に係る教育的支援に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 障害福祉に関係する機関の職員
- (4) 特別支援学校の教職員
- (5) 上尾市立小学校及び中学校の校長及び教員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査専門員)

第7条 委員会に、特定の事項を調査研究させるため、調査専門員を置くことができる。

2 調査専門員は、教育委員会の事務局又は所管に属する機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 調査専門員の任期は、当該特定の事項の調査研究に必要な期間とする。

(部会)

第8条 委員会は、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び調査専門員をもって構成する。

3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が、部会の運営に関し必要な事項は部会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の3の次に次の1号を加える。

(27)の4 就学支援委員会委員

別表第1の27の3の項の次に次のように加える。

27 の4	就学支援委員会委員	日額 20,000円
----------	-----------	------------

提案理由

障害がある児童又は生徒の適切な就学に係る教育的支援を図るため、附属機関として上尾市就学支援委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定について
上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例

(設置)

第1条 有形の民俗文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第3号に規定する民俗文化財をいう。）である上尾の摘田・畑作用具（以下単に「上尾の摘田・畑作用具」という。）の計画的な保存及び活用を図るため、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関する計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 上尾の摘田・畑作用具の保存環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財に関して優れた識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係機関の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務に関し助言又は指導を得るため、文化庁、埼玉県教育委員会その他の関係機関に対し、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(文化財保護審議会への報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を上尾市文化財保護条例(平成18年上尾市条例第8号)第24条に規定する上尾市文化財保護審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第28号の次に次の1号を加える。

(28)の2 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員

別表第1の28の項の次に次のように加える。

28	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討	
の2	委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

有形の民俗文化財である上尾の摘田・畑作用具の計画的な保存及び活用に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「1日」を「1時間」に改め、同条第7項中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「（次条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第8項中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加える。

第6条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加え、同条第3項中「フルタイム会計年度任用職員」の次に「（次条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第4項中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加え、「パートタイム会計年度任用職員にあっては」及び「、フルタイム会計年度任用職員にあっては一般職の常勤職員の例により」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（給料の額の特例）

第6条の2 第4条の規定は、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員であつて市規則で定めるものに対する給料の額について準用する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に対して夜間勤務手当を支給することができるようにしたいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市職員の分限に関する条例

第 1 条中「第 28 条第 3 項」を「第 27 条第 2 項、第 28 条第 3 項及び第 4 項並びに第 29 条の 2 第 2 項」に改め、「基づき」の次に「、職員（条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員（以下この条及び第 7 条において「条件付採用期間中の職員等」という。）を除く。以下この条から第 6 条までにおいて同じ。）の意に反する降給（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下この条から第 3 条までにおいて同じ。）の事由」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「、失職の特例並びに条件付採用期間中の職員等の分限」を加える。

第 5 条を第 8 条とし、第 4 条を第 5 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（失職の特例）

第 6 条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

（条件付採用期間中の職員等の分限）

第7条 任命権者は、条件付採用期間中の職員等が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、その意に反してこれを降任し、又は免職することができない。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 前項各号のいずれかに該当するものとして条件付採用期間中の職員等を降任し、又は免職する場合においては、その旨を記載した書面を当該条件付採用期間中の職員等に交付して行わなければならない。

第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(降給の事由)

第2条 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合として規則で定める場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降給するものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

職員の意に反する降給の事由及び失職の特例並びに条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する規定を新たに設けたいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員にあっては、上尾市教育委員会。以下同じ。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

常勤職員と異なる任用の特性を踏まえ、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法を改めたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 49 の項中「100,000 円」を「150,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員のメンタルヘルス対策の一環として産業医の職務を充実させることに伴い、産業医の報酬の上限額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、地域手当」を削る。

第 4 条の 2 を削る。

第 4 条の 3 の見出し中「及び地域手当」を削り、同条第 1 項中「第 4 条」を「前条」に改め、「及び地域手当」を削り、同条第 2 項中「及び地域手当の支給」を「の支給」に、「給料及び地域手当の一時差止処分」を「給料の一時差止処分」に改め、同条第 3 項中「及び地域手当」を削り、同条第 4 項中「給料及び地域手当の一時差止処分」を「給料の一時差止処分」に改め、同条第 5 項中「給料及び地域手当の一時差止処分」を「給料の一時差止処分」に、「及び地域手当の支給」を「の支給」に改め、同条第 6 項中「給料及び地域手当の一時差止処分」を「給料の一時差止処分」に改め、同条を第 4 条の 2 とする。

第 4 条の 4（見出しを含む。）中「及び地域手当」を削り、同条を第 4 条の 3 とする。

第 5 条第 2 項中「及び地域手当の月額合計額と、その合計額」を「の月額と、その額」に改める。

第 5 条の 2 第 2 項中「第 4 条の 3 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 4 条の 3 第 4 項から第 6 項」を「第 4 条の 2 第 4 項から第 6 項」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第4条の2を削る。

第5条第2項中「及び地域手当の月額合計額と、その合計額」を「の月額と、その額」に改める。

（上尾市職員及び市長等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

第3条 上尾市職員及び市長等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年上尾市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「この条例の施行の日から平成25年12月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「受ける職員」の次に「（職務の級が5級以上である者に限る。以下同じ。）」を加え、「（上尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年上尾市条例第5号）附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。以下同じ。）」を削り、「、次の表の左欄に掲げる職員及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）」を「100分の2」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「おいては、」の次に「職員に対して」を加え、同項第1号中「当該職員の支給減額率」を「100分の2」に改め、同項第3号中「第4項まで」の次に「及び第6項」を加え、「ウまで」を「エまで」に改め、同号ア中「第1号」の次に「から第3号まで」を加え、同号イ中「及び第1号」を「並びに第1号及び第2号」に改め、同号に次のように加える。

エ 給与条例第17条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

第2条第2項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 期末手当 当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この号及び次号において「特例基礎額」という。）に、特例基礎額に給与条例第16条の2第5項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額に、100分の127.5を乗じて得た額に、同条第2項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の2を乗じて得た

額

- (3) 勤勉手当 当該職員の特例基礎額に、特例基礎額に給与条例第16条の5第3項において準用する給与条例第16条の2第5項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額に、給与条例第16条の5第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の2を乗じて得た額

第2条第3項中「おいては、」の次に「職員の」を加え、「16」を「19」に、「当該職員の支給減額率」を「100分の2」に改める。

第3条中「おいては、」の次に「職員に対する」を加え、「(同条例第5条第2項において準用する場合を含む。)」を削る。

第4条中「おいては、」の次に「職員に対する」を加え、「(同条例第5条第2項において準用する場合を含む。)」を削る。

第5条を削る。

第6条第1項中「、市長にあっては100分の15を、副市長にあっては100分の10」を「100分の7」に改め、同条第2項中「地域手当の支給」を「期末手当の支給」に、「地域手当の月額」を「期末手当の額」に、「、市長にあっては100分の15を、副市長にあっては100分の10」を「100分の7」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「100分の10」を「100分の7」に改め、同条第2項中「地域手当の支給」を「期末手当の支給」に、「地域手当の月額」を「期末手当の額」に、「100分の10」を「100分の7」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、市長、副市長及び教育長に支給する地域手当を廃止するとともに、職員並びに市長、副市長及び教育長の給与について、期間を定めて減額支給したいので、この案を提出する。

議案第 2 4 号

市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給に関する条例の制定について

市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給に関する条例

第 1 条 令和 3 年 4 月分から同年 6 月分までの市長の給料は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号に定める給料の月額から、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例（令和 3 年上尾市条例第 号）第 3 条の規定による改正後の上尾市職員及び市長等の給与の臨時特例に関する条例（平成 2 5 年上尾市条例第 2 9 号。次条において「改正後の臨時特例条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する額のほか、当該給料の月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

第 2 条 令和 3 年 4 月分の教育委員会教育長の給料は、教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 5 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額から、改正後の臨時特例条例第 6 条第 1 項に規定する額のほか、当該給料の月額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、教育委員会教育長の給与等に関する条例第 3 条に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定は、この条例の施行の日以後に市長が新たに就任した場合にあっては、当該市長に対しては適用しない。

3 第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に教育委員会教育長が新たに

任命された場合にあっては、当該教育委員会教育長に対しては適用しない。

提案理由

市長の小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における不適正な事務執行の管理監督責任並びに市長及び教育長の少額随意契約における不適正な事務執行の管理監督責任として、市長及び教育長の給料を減額したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 37 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条第 6 号中「第 11 条の 4 第 1 項」を「第 11 条の 3 第 1 項」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、こ
の案を提出する。

議案第 27 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 53 の項を 55 の項とし、25 の項から 52 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 24 の項の次に次のように加える。

25 法第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号又は第 2 項の規定に基づく建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき 16 万円
26 法第 60 条の 2 の 2 第 3 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料	1 件につき 16 万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における特例の許可の申請に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 28 年上尾市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄第 1 号中「第 29 条第 3 項」を「第 34 条第 3 項」に、「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,000 円
--	-------------

別表 1 の項手数料の金額の欄第 1 号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	9,500 円
--	---------

別表 1 の項手数料の金額の欄第 2 号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を

(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円
--

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ中(カ)を(キ)とし、(カ)を(カ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円

別表1の項手数料の金額の欄第3号ア中(カ)を(キ)とし、(カ)を(カ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円
--

別表1の項手数料の金額の欄第3号イ中(カ)を(キ)とし、(カ)を(カ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円

別表2の項事務の種類欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項手数料の金額の欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(カ)を(カ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1万9,000円

別表2の項手数料の金額の欄第3号中カをキとし、オをカとし、エをオ

とし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円

別表2の項手数料の金額の欄第4号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円

別表3の項事務の種類の種類欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項手数料の金額の欄第2号イ中「第30条第4項」を「第35条第4項」に改める。

別表4の項事務の種類の種類欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項手数料の金額の欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(キ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、アの次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

別表4の項手数料の金額の欄第3号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円

別表4の項手数料の金額の欄第4号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円

別表5の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表6の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項手数料の金額欄第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1万9,000円

別表6の項手数料の金額欄第4号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円

別表6の項手数料の金額欄第5号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円

別表7の項手数料の金額欄第1号中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

別表7の項手数料の金額欄第2号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円

別表7の項手数料の金額欄第3号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方

メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例(平成25年上尾市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄第1号ウ(ア)中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1万9,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 14万5,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号エ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 31万7,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号オ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11万8,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 9,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 7万2,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号エ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 15万8,500円
--

別表3の項手数料の金額の欄第2号オ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 5万9,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の区分を見直すほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例の制定について

上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例

上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例（平成 13 年上尾市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の規定により貸し付けられた資金（同条例第 1 条に規定する資金をいう。）の貸付期間、償還方法等については、同条例第 9 条から第 11 条までの規定は、なおその効力を有する。

提案理由

出産育児一時金の支給に係る制度の拡充により、出産育児一時金の支給対象となる出産費の支払に係る資金の貸付けは一定の役割を終えたため、当該貸付けに係る制度及び基金を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和 34 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を削る。

附則第 2 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止）

2 上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和 61 年上尾市条例第 5 号）は、廃止する。

（上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の規定により貸し付けられた資金（同条例第 1 条に規定する資金をいう。）の貸付け期間及び償還等については、同条例第 8 条から第 10 条までの規定は、なおその効力を有する。

提案理由

高額療養費の支給に係る制度の拡充により、高額療養費の支給対象となる療養費の支払に係る資金の貸付けは一定の役割を終えたため、当該貸付けに係る制度及び基金を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例

上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例（平成 2 2 年上尾市条例第 9 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市一般廃棄物処理施設建設等基金条例

第 1 条中「の建設」の次に「、改修その他の整備（第 6 条において「建設等」という。）」を加え、「上尾市一般廃棄物処理施設建設基金」を「上尾市一般廃棄物処理施設建設等基金」に改める。

第 6 条中「建設」を「建設等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの老朽化対策に要する経費の財源として、上尾市一般廃棄物処理施設建設基金を充てたいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第 2 条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1 2 号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 8 条第 1 項第 1 号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第 3 号の規定による特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定こども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例

上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第 4 項を附則第 3 項とする。

別表中 5 の項及び 6 の項を削り、7 の項を 5 の項とし、8 の項から 13 の
項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表 14 の項中「80 人」を「110 人」に改
め、同項を同表 12 の項とし、同表 15 の項を同表 13 の項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立しらこぼと保育所及び上尾市立西上尾第二保育所の耐震診断等
の結果を踏まえ、両保育所を廃止するとともに、上尾市立上平保育所の利
用定員を増やし、児童の受入れ体制を整備するほか、所要の改正を行いた
いので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例

上尾市要介護高齢者手当支給条例（昭和 4 7 年上尾市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「生計中心者」を「構成員の全て」に、「3 月」を「7 月」に、「所得税」を「市町村民税」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市要介護高齢者手当支給条例の規定は、令和 3 年 4 月以後の月分の手当（同条例第 1 条に規定する手当をいう。以下同じ。）の支給について適用し、同年 3 月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

要介護高齢者手当の支給要件を改めたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成 12 年上尾市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改め、同項第 1 号中「17, 596 円」を「20, 170 円」に改め、同項第 2 号中「24, 635 円」を「28, 239 円」に改め、同項第 3 号中「41, 059 円」を「47, 065 円」に改め、同項第 4 号中「48, 684 円」を「55, 805 円」に改め、同項第 5 号中「58, 656 円」を「67, 236 円」に改め、同項第 6 号中「66, 281 円」を「75, 976 円」に改め、同号ア中「いう。以下この項において同じ。）（」を「いい、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」に改め、「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第 7 号中「73, 320 円」を「84, 045 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8 号中「87, 984 円」を「100, 854 円」に改め、同号ア中「300 万円」を「320 万円」に改め、同項第 9 号中「99, 715 円」を「114, 301 円」に改め、同項第 10 号中「108, 513 円」を「124, 386 円」に改め、同項第 11 号中「117, 312 円」を「134, 472 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市介護保険条例第5条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和3年度から令和5年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 36 号

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例を廃止する条例の
制定について

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例を廃止する条例を次の
ように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例を廃止する条例

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例（平成 29 年上尾市条
例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

介護予防・生活支援サービス事業の実施について、委託による実施から
指定事業者による実施に変更することに伴い、利用者が利用料を直接指定
事業者を支払うことになることから、手数料条例を廃止したいので、この
案を提出する。

